

1. 背景

現行の農薬取締法においては、農薬の登録に当たって、科学的に安全性等に関する審査を行うとともに、登録後も、最新の科学的知見に基づき、定期的な再評価を行っている。また、農薬の安全性に関する情報の収集・分析を継続的に行い、人の健康等への被害が生じるおそれがあると認められる場合には、再評価を待たずに評価を行い、必要に応じて農薬の変更の登録や登録の取消し等が行われる。このようにして、常に最新の科学的知見に基づき農薬の安全性が確保される仕組みとなっている。

農薬の安全性に関する新たな知見は、海外での評価結果の公表や規制の強化をきっかけに明らかとなることが多いと考えられるところ、このような情報を収集・分析し、我が国における農薬の安全性評価への影響を検討し、必要に応じて使用制限等を検討する現行のプロセスについて、以下のとおり見える化を図る。

2. 情報の収集と分析の手順

(1) 対象範囲

新たな評価手法の検討等が進んでいるのは米国及び欧州であることから、収集した情報のうち、欧米における農薬の新たな評価結果や規制の強化に関する情報を対象とする。また、コーデックスの残留農薬基準値の検討においては、欧米の評価機関の専門家を含む各国の専門家が合同で評価を行っているところ、その評価結果や、基準値削除の提案などに関する情報も同様に対象とする。

(2) 評価内容の確認

- 規制の強化については、多岐にわたる農薬の残留基準値又は適用作物の削除や登録の取消があった場合には、評価書を収集してその内容を精査し、農薬の安全性評価の見直しが理由となっているかどうかを確認する。
- さらに、当該評価書において示された人の安全等に係る毒性指標が我が国で未設定、又は我が国よりも厳しい結果であるのかどうかを確認する。

(3) リスク評価の見直しの必要性の検討

- 評価書に示された毒性指標を用い、我が国での使用実態に即してリスクを試算し、暴露量が毒性指標を超過する場合には、当該毒性指標の根拠データを確認する。
- その結果、根拠データが我が国の評価では未検討のものであり、かつ試験設計や信頼性に問題がないときは、変更の登録や登録の取消も念頭に我が国としての評価が必要なものと判断する。その際、必要に応じ、専門家の意見を聴取する。

(4) 諒問・報告・公表

必要に応じて、メーカーに当該根拠データその他の試験成績の提出を求めた上で、農業資材審議会に諒問等を行う。

また、(1)から(3)までのプロセスによる情報の収集・分析結果の概要についても、隨時農薬分科会の委員の意見を伺うこととし、これらの結果を農薬分科会に報告する。

3. その他

今後、これら以外にも、国内外で農薬の安全性評価に影響する重要な知見が明らかになった場合には、同様の手順で対応するとともに、隨時その扱いを検討するものとする。